



## 平成の幕明けと婦人部

千葉県商工会婦人部連合会

会長 坂本圭子

昭和六十四年 おだやかな新年を迎えましたが、このたび、昭和天皇におかれましては、まことに遺憾ながら、八十七才の長寿をまつとうされ、一月七日、ここにご逝去されました。私達、千葉県商工会婦人部のみなさまと共に深く哀悼の意を表し、ごめい福をお祈り致したいと存じます。

私共、昭和の時代に、生れ育つたものにとり、種々激動の時代

い希望を持つて、平成の言葉の意味をよく理解し、平和なよき社会、大きくなさる世界の平和につながるよう、私共少しでも、お役に立ちたいと思います。

家庭にあつては、よき母よき妻、そして次の世代にならうよき指導者としての自覚を身につけて、平成の年号にはじないよう、がんばって参りたいと思います。

みなさまに、ご挨拶がおそらくなりましたが、私事、昨年五月の総会にて会長をお受け致しましたが、やつと八ヶ月余り、歩み始めたばかりですが、新規加

でありますましたが、すべての人々の心に痛く遺憾の思いが残ります。いよいよこれからは平成元年と年号も新たになり、あたらしく

婦人部も会員が大勢になりますと、すみずみまでみんなのご希望をお聞きする事が出来ません。これからは、プロック別に、プロックの特色を生かして、一人一人のご意見ご希望なりを、

プロックの理事さんより県の方へお伝え願えれば、県婦連の指針にもなり、よりよい婦人部のあり方も可能だと思いま

す。

会員のみなさんの会です。成長するのも低迷するのも、みなさんの背にかかるります。

世界の経済世相は十年一昔は過ぎ、今や二、三年サイクルで

**県婦連だより**

千葉県商工会連合会内  
千葉県商工会婦人部連合会  
千葉市千葉港4番2号  
千葉県中小企業会館4階  
電話 0472(42)3361

### 婦人部の誓い

一、わたくしたち商工会婦人部は、婦人の特性をいかし、地域振興発展の良き協力者であるとともに、推進者となる。  
二、わたくしたち商工会婦人部は、商工婦人の使命感に徹し、組織活性化の原動力となる。  
三、わたくしたち商工会婦人部は、社会一般の福祉の増進に努め、豊かなまちづくりの担い手となる。

入の婦人部も昨年十二月中に四ヶ所設立され、七十四婦人部となり残すところあと三ヶ所になりました。本年度中には何んとか完全結成されますよう、心より祈念致して居ります。婦人部の会員が増した事はひとえに県連、又、単商の会長さん、各会員、各事務局の方々の一かたならぬご協力のたまものとお礼申し上げます。

動いて居り、これからは、情報のアンテナを拡げ世の中の動向をよくみきわめて、その中で時代の波に乗りおくれない様、自分自身の事業の方針又は切替えもして行かなくてはいけない時代です。その為にも商工会婦人部を大いに利用し、勉強して共に手をたずさえて、商工会婦人部ならではの力を大いに發揮して行

こうではありませんか。かくい魅力のある活力にあふれた、たのしい婦人部になりますよう是非、微力の私ですが、多大なる御協力、お力添えをくれぐれもお願い致しましてご挨拶と致します。

## 新設婦人部紹介

### 変化への対応は婦人の意識改革から

千葉市土気商工会婦人部  
部長 鳩川豊子

このような時に商工会婦人部

千葉市土氣商工会婦人部は、昭和六十三年十一月十八日関係各位のご指導、そしてご理解、ご協力により県下七十一番目に部員総数二十名をもつて産声をあげたばかりの婦人部で

昨年、昭和六十三年十一月十八日関係各位のご指導、そしてご理解、ご協力により県下七十一番目に部員総数二十名をもつて産声をあげたばかりの婦人部で

尚、今般設立総会におきまして部員各位のご推薦により、初代婦人部長を務めさせて頂きま

土気は今、大きな変化、変革の時を迎えたと申しますのも今春土気駅南口ショッピングセンターがオープンとなり、かつてない厳しい状況に突入し不安と緊張の日々となってきたいるか



### 「婦人部結成」

長柄町商工会婦人部  
部長 佐久間節子

水と緑と太陽の町、長柄町は、ふる里村やエアロビックスセンター、長柄ダムと名所も多く恵まれた環境の中、昨年十二月商工会婦人部が三十二名で結成されました。



みです。お互いに励まし会いながら明るく楽しく活動しております。

天津小湊商工会婦人部  
部長 長谷川八重子

### 婦人部を設立して

江見商工会婦人部  
部長 鈴木とよ子

部長 鈴木とよ子

世代の移り変りと共に平和の世をと思いつつ、しかし、バイ

バス開通 大型店の出店と私達小売店は頭をいためます。

昨年十二月結成されました婦人部、少人数ですが、他町村の皆様との数多い交流を計り、一歩でも前進出来たらと思います。

今後共、御指導の程よろしくお願い致します。

婦人部員全員この厳しい時代に

対処出来る心構えを部活動などを

おし研鑽し、地域振興に、そし

て商工会活動に積極的に参加し、

一步一步着実に活動してまいる

所存でありますので、今後一層

のご指導をお願い申し上げます。



数回に亘る発起人の準備会を開いてようやく十二月十三日に設立することが出来た江見商工会婦人部は、三十一名で比較的若い部員の集りとなりました。外房の海に面した、温暖な気候の土地柄から夏の海水浴客が多い為、民宿が非常に多く、観光に従事する部員が大半をしめております。地区人口六千六百人で、その内小規模事業者数三百余りで、地域的には、例外なくリゾート観光地を目指しているのが現況です。

やつとスタートしたばかりの

婦人部なので今後の活動も暗中模索の状態ですが、地域の発展の一助となるよう、そしてお互のふれあいを大切にして地域全体に商工会婦人部を理解してもらえるような活動を考えていりたいと存じます。その一つとして毎年六月第一日曜日に催されます鴨川産業まつり、いきいきフェスティバル等には、江見商工会婦人部として特色ある参加が出来るよう部員の皆さんで検討してまいりたいと考えております。

区分	税込処理方式	税抜処理方式
売上げに係る消費税	売上金額に含めて収入又は収益として計上する。	仮受消費税として処理する。
仕入れに係る消費税	仕入金額又は資産の取得価額に含めて計上する。	仮払消費税として処理する。
経費に係る消費税	経費の額に含めて計上する。	仮払消費税として処理する。
納付税額	租税公課として必要経費又は損金の額に算入する。	「仮受消費税-仮払消費税」の差額の出金として処理し、損金に影響させない。
還付税額	雑収入として収入又は収益の額に算入する。	「仮払消費税-仮受消費税」の差額の入金として処理し、損金に影響させない。
備考	仕入に係る消費税額は、商品販売原価として、又は減価償却費を通じて損金の額に算入される	売上げ又は仕入れに係る消費税額は損益に関係させない。

表 I

## 消費税の会計処理

税理士  
小池敏範

1、概要

## 消費税の会計処理としては、

①消費税に相当する額を売上高及び仕入高に含めて処理する方法（税込処理方式）と、②消費

表 II

区 分		仕 訳
仕 入 時	(仕 入) 1,000,000 (仮払消費税) 30,000 (買 掛 金) 1,030,000	
経 費 支 払 時	(諸 経 費) 400,000 (仮払消費税) 12,000 (現 金 預 金) 412,000	
固 定 資 産 購 入 時	(機 械 装 置) 5,000,000 (仮払消費税) 150,000 (当 座 預 金) 5,150,000	
売 上 時	(売 掛 金) 3,090,000 (売 上) 3,000,000 (仮受消費税) 90,000	
貸 倒 時 (貸倒金額 721,000円)	(貸 倒 損 失) 700,000 (仮受消費税) 21,000 (売 掛 金) 721,000	
貸 倒 金 回 収 時	(現 金) 515,000 (雑 収 入) 500,000 (仮受消費税) 15,000	
売 上 返 品 (返品額 412,000円)	(売 上) 400,000 (仮受消費税) 12,000 (売 掛 金) 412,000	
交 際 費 (贈答品 309,000円)	(交 際 費) 300,000 (仮払消費税) 9,000 (現 金) 309,000	
仕 入 返 品 (返品額 618,000円)	(買 掛 金) 618,000 (仕 入) 600,000 (仮払消費税) 18,000	
課 稅 期 間 末 (消費税の仮受金 が 600,000円、仮払金が 400,000円の場合)	(仮受消費税) 600,000 (仮払消費税) 400,000 (未払消費税) 200,000	
納 付 時	(未払消費税) 200,000 (現金・預金) 200,000	

(注) 税率3%とし、非課税売上げがないものとして計算している。

なお、期中に税込処理をし、月末又は課税期間末に税抜方式に修正させる場合は、次による

区分		①(課税分) 税込金額	②(非課税分) 金額	①のうち消費税額 $\frac{3}{103} \times ①$
商 品 売 上 高 事 業 用 中 古 資 産 売 却 高 受 取 利 息	84,460,000円 1,606,800円	520,000	円	2,460,000円 46,800
合 計		86,066,800	520,000	2,506,800
商 諸 固 定 資 料 支 払 保 代 品 仕 入 経 産 購 手 利 地 代 入 高 費 高 当 息 代 料	56,075,000 8,878,600 4,274,500	13,600,000 1,240,000 180,000 12,000 12,000	1,575,000 258,600 124,500	103
合 計		67,228,100	15,140,000	1,958,100

税に相当する額を売上高及び仕入高に含めないで、売上げ又は仕入れに係る資産等の対価の額（本体価格）と消費税額とを区分して処理する方法（税抜処理方式）がある。

税抜処理方式は、売上げ又は仕入れの都度本体価格と消費税率方式のいずれを採用するかは原則とするが、売上げ又は仕入の都度税込処理をし、年末又は事業年度末において一括して本体価格と消費税額とに区分することも認められる。

なお、税込処理方式と税抜処理方式のいずれを採用するかは

事業者の任意である。

## (2) 税込処理方式

区分	仕 入
仕 入 時	(仕 入) 1,030,000 (買掛金) 1,030,000 (注) 消費税30,000円が含まれている。
経 費 支 払 時	(諸経費) 412,000 (現金・預金) 412,000 (注) 消費税12,000円が含まれている。
固 定 資 産 購 入 時	(機械装置) 5,150,000 (当座預金) 5,150,000 (注) 消費税150,000円が含まれている。
売 上 時	(売掛金) 3,090,000 (売上) 3,090,000 (注) 消費税90,000円が含まれている。
貸 倒 時	(貸倒損失) 721,000 (買掛金) 721,000 (注) 消費税21,000円が含まれている。
貸 倒 金 回 収 時	(現金) 515,000 (雑収入) 515,000 (注) 消費税15,000円が含まれている。
売 上 返 品 時	(売上) 515, 412,000 (売掛金) 412,000 (注) 消費税12,000円が含まれている。
交 際 費	(交際費) 309,000 (現金) 309,000 (注) 消費税9,000円が含まれている。
仕 入 返 品	(買掛金) 618,000 (仕入) 618,000 (注) 消費税18,000円が含まれている。
課 税 期 間 末 (売上げに係る消費税が60万円、仕入れに係る消費税が40万円の場合)	(租税公課) 200,000 (未払消費税) 200,000
納 付 時	(未払消費税) 200,000 (現金・預金) 200,000

(注) 税率を3%とし、非課税売上げがないものとして計算している。

## &lt;月末又は課税期間終了時仕訳&gt;

(売上) 2,460,000
(固定資産売却益) 46,800
(消費税仮払金) 1,958,100
(消費税仮受金) 2,506,800
(仕入) 1,575,000
(諸経費) 258,600
(固定資産) 124,500

## &lt;月末又は決算時仕訳&gt;

(消費税仮受金) 2,506,800
(消費税仮払金) 1,958,100
(未払消費税) 548,700
(現金・預金) 548,700

## &lt;納付時仕訳&gt;

(未払消費税) 548,700
(現金・預金) 548,700

## 3、税抜処理をした場合

## 控除対象外の消費税

事業者が税抜処理方式を採用し、課税仕入れに係る消費税額を仮払消費税として経理した場合において、その事業者の課税額

## &lt;個別対応方式によるとき&gt;

非課税売上げに係る課税仕入れに係る消費税額 +  
課税・非課税に共通する課税仕入れに係る消費税額 ×  
(1 - 課税売上割合)

未満である場合には、その事業者の課税仕入れについては、次

の算式により計算した金額は、仕入税額控除の対象外の消費税額(控除対象外消費税額)となる。

したがって、この控除対象外消費税額に見合う仮払消費税額は、貸方へ移記することはできないから、その処理方法として、その仮払消費税額を一時に必要経費又は損金の額に算入するこ

## &lt;一括比例配分方式による場合&gt;

課税仕入れに係る消費税額 +  
(1 - 課税売上割合) =  
控除対象外消費税額

とになるのか、課税仕入れに係る資産又は経費等の取得価額又は支払額として振り戻すのかなどという問題が生ずるが、この点については、次の方法により必要経費又は損金の額に導入することとされている(所法令一八二の二、法法令一三九の九)。  
〔個人事業者の場合〕 所得税法上、控除対象外消費税額については、次のように処理することとされている(所法八二の二)。(表Ⅲ参照)

表Ⅲ

その年の課税売上割合 控除対象外消費税額の区分	$\frac{80}{100}$ 未満	$\frac{80}{100}$ 以上
① 棚卸資産以外の資産(固定資産等)に係るもので一の資産に係るもの の金額が20万円以上であるもの	その合計額を繰延消費税額として繰延べ、必要経費に算入する。	必要経費に算入する。
② 棚卸資産に係るもの及び固定資産等に係るもので一の資産に係るもの の金額が20万円未満であるもの	必要経費に算入する。	

$$\text{繰延消費税額} \times \frac{\text{その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数}}{60} = \text{必要経費に算入する金額}$$

(注) 1 「その年において事業所得等を生ずべき業務を行っていた期間の月数」は、暦に従って計算し、1月末満の端数はこれを1月とする。

2 その計算した金額が、その繰延消費税額のうち既に必要経費に算入した金額以外の金額（必要経費

算入未済額）を超える場合には、その必要経費算入未済額を限度とする。

なお、上記により算入することと書かれた金額は、確定申告書にその記載があり、明細書にその計算に関する場合に限り算入する場合に限り算入される。

（所法令一八二の二③、④）。この場合、控除対象外消費税額が生じた年分において必要経費に算入する金額は、次の算式により計算した金額の二分の一に相当する金額（所法令一八二の二③）。

なお、繰延消費税額について

#### 〔法人事業者の場合〕

法人税法上、控除対象外消費税額については、次のように処理することとされている（法法令一三九の九①、②）。（表IV参照）

表IV

その事業年度の課税売上割合 控除対象外消費税額の区分			損金経理を要件として損金の額に算入することを認める。
	$\frac{80}{100}$ 未満	$\frac{80}{100}$ 以上	
① 棚卸資産以外の資産（固定資産等）に係るもので一の資産に係るもののが20万円以上であるもの	その合計額を繰延資産として繰延べ、償却する。		
② ①以外のもの（経費、棚卸資産に係るもの及び固定資産等に係るもので一の資産に係るもののが20万円未満であるもの）	損金経理を要件として損金の額に算入することを認める。		

は、次の算式により計算した金額（償却限度額）の範囲内で損金経費を要件として損金の額に算入することが認められる（法

法令一三九の九③、④）。この場合、控除対象外消費税額が生じた事業年度における償却限度額は、次の算式により計算した金額の二分の一に相当する金額である（法法令一三九の九③）。

$$\text{繰延消費税額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{60} = \text{損金算入限度額}$$

（算式）  
なお、この損金算入額等の計算は法法規則別表十六（七）「資産に係る控除対象税額の損金算入に関する明細書」に記載して行い、これを確定申告書等に添付しなければならない（法

法令一三九の十）。

なお、繰延消費税額について



## 東通プロツクむらおこし展へ視察研修

### 一泊二日で甲府へ

昭和六十三年度の商工会婦人部指導者研修会が、昭和六十三年十月二十日より二十一日まで、山梨県にて行なわれました。

当日は天候にもめぐまれ、九

十名余の参加者はバス二台に分乗し、二十日午後、石和グラン

ドホテルにて行なわれた。'88東通プロツクむらおこしシンポジウムに参加した。

このシンポジウムは、東京通産局管内（東通プロツク）の一部十県の商工会で実施されている

「むらおこし事業」について、実践者の体験発表を中心に、各方面的専門家をまじえ、これから地域振興、地域活性化のための「むらおこし事業のあり方、方途について、研究、検討を行うもの

体験発表の後、ディスカッショ

ンに移り、本県よりの参加者も熱心に聞きいっていた。

特に本年度村おこし事業を実施している商工会もあり、自らの村おこしの推進の参考になればと盛んにメモを取る姿も見られた。

翌日は、甲府市内の「小瀬スポーツ公園」にて、十月二十一日～二十三日の三日間にわたり開催された「'88十都十県商工会

むらおこし展」を視察した。

会場の小瀬スポーツ公園のメインアリーナ（大体育館）は、むらおこし館として一都十県の

おらおこし特産品を中心としての展示即売コーナーや観光PRコーナーが、メインアリーナ前

こしの行方を探る」と題する基調講演に続き、関東プロツク4県の代表者より

## 県下商工会婦人部ブロック協議会役員名簿

協議会名及び発足年月日	役職	氏名	所屬
東葛ブロック商工会婦人部協議会 平成元年1月23日	会長 副会長	海老原綾子 高木松子	鎌ヶ谷市 我孫子市
印旛ブロック商工会婦人部協議会 昭和63年11月18日	会長 副会長	木下きみ江 滝上佐代子	成田市 四街道市
長生ブロック商工会婦人部協議会 平成元年1月21日	会長 副会長 副会長	村田紫寿恵 伊藤せい 小高美子	一茂原市 本郷町
山武ブロック商工会婦人部協議会 昭和63年8月24日	会長 副会長 副会長	関根つね 石橋誠子 大橋葉子	芝山町 沼山町 武村町
海匝ブロック商工会婦人部協議会 平成元年2月10日	会長 副会長 副会長	飯島喜代 若林芳枝 向後陽子	旭日市 八幡市 岡町
香取ブロック商工会婦人部協議会 昭和63年12月22日	会長 副会長	小坂淑子 藤崎明子	下大栄町
君津ブロック商工会婦人部協議会 昭和63年11月15日	会長 副会長 副会長	田中敏 吉田尚子 松井阿佐子	富津市 天羽君津 君津市 袖ヶ浦町 袖ヶ浦町
夷隅ブロック商工会婦人部協議会 昭和63年9月2日	会長 副会長 副会長	高地陽子 清水ちか子 岡村良子	岬勝御宿 浦宿 町
安房ブロック商工会婦人部協議会 昭和63年12月19日	会長 副会長	坂本圭子 鶴谷洋子	鋸南町 鴨川市 鴨川

の広場は、ふるさと交流コーナーとして特産品の製造、実演、ふるさと名物料理の試食コーナー、その他、青年・婦人部によるふれあいランドコーナー、武田信玄公コーナー、協賛企業コーナーが設けられ、正に一都十県のむらおこしの現状を眼で見手でふれ、舌で味わう、体験的な研修会となつた。

研修終了後、勝沼にてぶどう狩りを楽しみ、帰路に着いた。

県のむらおこしの現状を眼で見手でふれ、舌で味わう、体験的な研修会となつた。

充強化、各商工会婦人部の連携を深める目的で、その発足が待たれていた、ブロック協議会が昭和六十三年八月二十四日の山武ブロックを皮切りに、県内九ブロック全てに発足した。

既に各ブロックには商工会として、会長会議、青年部には

各都市青年部協議会があり、今回発足した婦人部のブロック協議会で、商工会・青年部・婦人部全てにブロック組織が結成されたことになる。

今後、三者が三位一体となつたブロック内の商工会活動、また婦人部においては、各ブロック協議会長を中心、ブロック内商工会婦人部相互の交流、親睦が深まり、各部の組織、事業の活性化が期待される。

## 各地区でブロック協議会発足

商工貯蓄共済のご加入はおすすめですか？

### 貯共の三大メリット

貯蓄

保険

融資

ご子息・ご息女の進学資金の貯蓄に最高。しかも事業資金融資は、最高一千円。生活資金(個人)融資は、最高二百万円で利用出来ます。

婦人部員の家族及び部員による歓迎加入に付きましては、一口当五〇〇円を報奨金として翌年度にお支払いします。

### 夢のタネ



貯蓄共済は、貯蓄・融資・保険がセットされた商工会の制度です。